

令和6年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

・ 令和6年6月1日からの診療報酬改定に合わせて入院時の食事代が変更されます。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から	令和6年 6月1日から
① 一般の方	360円	460円	490円
② 住民税非課税の世帯に属する方(③を除く)	210円	210円	230円
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	100円	110円

※ マイナンバーカード認証で②、③に該当する方の確認ができます。その方は別に加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証の手続きは必要ありません。

マイナンバーカード認証されない方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証の手続き被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。